



令和8年9月25日
都市局市街地整備課

「土地区画整理法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

令和7年12月23日に閣議決定された「令和7年地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「土地区画整理法施行令の一部を改正する政令」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

令和7年地方分権改革に関する提案募集を受けて同年12月23日に閣議決定された「令和7年地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、「土地区画整理法施行令の一部を改正する政令」を制定します。

2. 改正の概要

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）の規定に基づく土地区画整理審議会の委員の選挙における候補者等の住所に係る以下の公告については、住所の全部の公告に支障がある場合、住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができることとします。

- ・候補者の氏名及び住所の公告（令第24条第5項）
- ・当選人の氏名及び住所の公告（令第35条第5項）
- ・当選を承諾したものとみなされた者及び当選人と定めた者の氏名及び住所の公告（令第35条第10項）

3. スケジュール

公布：令和8年9月30日（水）

施行：令和8年10月1日（木）

【問い合わせ先】

都市局市街地整備課 市野、望月、作道

代表 03-5253-8111（内線 32-752、32-725）、直通 5253-8414